

自ら学ぶ教職員応援事業に係わる講師報償費の計算について

以下の支給基準を参考にしてください。

研修講師等に対する謝金（報償費）支給基準

◆一般研修講座

講師の区分		支給額(1時間あたり)
大学等の研究者	教授	13,000円以内
	准教授	8,000円以内
	講師・助教(専門学校等を含む)	6,000円以内
専門家	医師・弁護士・公認会計士	13,000円以内
	その他(注)	6,000円以内
企業	(経営者等)	8,000円以内
著名人・タレント		50,000円以内

注)「専門家(その他)」の例としては、薬剤師、理学療法士、歯科衛生士、看護師、司法書士、栄養士、土地家屋調査士、救命救急士、保健師、臨床心理士、社会保険労務士などのほか、有資格者に限らない。

注) 県職員等公務員は旅費のみの支給とする。

1時間未満の端数は、1分単位で計算し、計算により生じた1円未満の端数は切り捨てる。

自ら学ぶ教職員応援事業に係わる講師旅費の計算について

「岐阜県職員等旅費条例」「岐阜県職員等旅費条例施行規則」に準じて計算してください。